

変更理由書

1 変更の経緯

今回変更する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：都市計画区域マスタープラン）」は、平成 12 年都市計画法改正によりすべての都市計画区域毎に定めることになったため、木曽圏域においては、木曽福島、上松都市計画区域ごとに平成 16 年 5 月に都市計画決定し、その後第 1 回の変更を平成 25 年 3 月に行ってきました。

なお、既決定の都市計画区域マスタープランについては、都市施設などの整備目標の目標年次とした平成 32 年を経過していることから、今回見直しを行うこととしました。

(表) 各都市計画区域の決定状況

都市計画区域名	当初 区域指定	最終 区域指定	都市計画 区域面積	整備、開発及 び保全の方針
木曽福島	昭 25. 6. 9	昭 43. 12. 28	577ha	平 25. 3. 28
上松	昭 14. 6. 14	昭 43. 9. 14	450ha	平 25. 3. 28

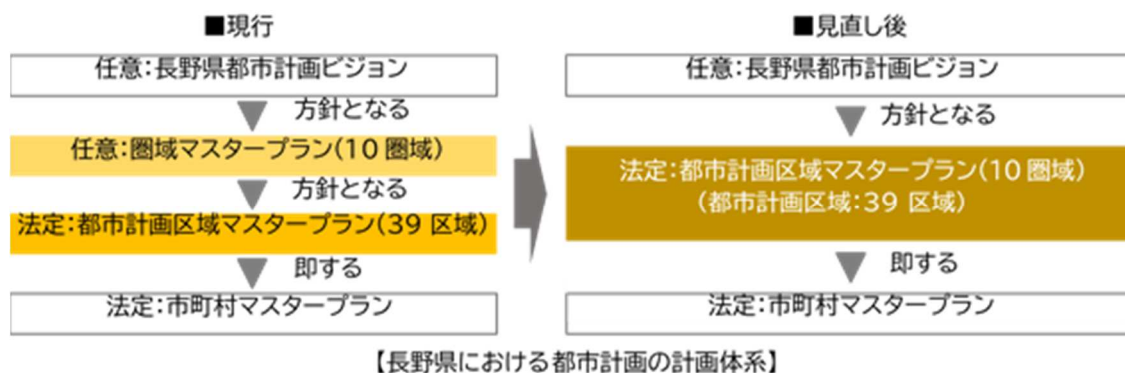
2 変更する背景

本県の都市計画区域が実態の県民生活・行動圏域からすると狭域であることや広大な県土をもつ長野県が持続的な発展をするためには都市と農村、山村が共生しあうことが必要と考え、任意計画として長期的視野に立ち、県土又は圏域（生活圏に近い 10 圏域）全体を見据え、生活の場としての都市圏全体の都市計画（都市づくり）に関する理念や目標像を定めた「長野県都市計画ビジョン」と「圏域マスタープラン」を都市計画区域マスタープランの上位計画と決めました

その後、「長野県都市計画ビジョン」は 20 年後を見据えて策定したものの、策定後 10 年以上を経過し、その間に都市づくりに大きな影響を及ぼす事象（東日本大震災、市町村合併の進展、総人口の減少など）や世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえて平成 31 年 3 月に必要な改訂を行いました。

この中で、本ビジョンが目標に掲げる圏域や圏域間のより広域的な連携による都市づくりが必要不可欠であり、このためには県民の実質的な生活圏を法定計画に定める必要があること、また、県が広域的課題の調整を強化するうえで、国の技術的な助言である「都市計画運用指針」において、複数の都市計画区域

で広域マスタープランを策定し、共通する部分と各都市計画区域のみに関する部分を明確に区分した構成とするなどの方向性が示されていることから、今回、「都市計画ビジョン」の方針を踏まえ、既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランとする方針とし、今回変更するものです。



3 木曾圏域マスタープランの概要

木曾圏域では、森林に囲まれた豊かな自然環境のもと、旧中山道宿場町として発展した宿場町独自の歴史的、文化的な資源が残されているほか、温泉や別荘地など滞在型の施設も多く点在しているため、豊かな森林や歴史・文化資源を守りつつ、生活に必要な基盤施設整備を推進する必要があります。

また、木曾川流域内の住民・市町村同士が、河川軸により上流域に向かって派生的につながり互いに影響し合う領域への意識を高め、水と緑を基軸に有機的な連携を深めることによって、流域の文化・景観を継承・育成できる都市づくりを目指す必要があります。

こうしたことから、木曾圏域が抱える課題への対応や今後あるべき都市のすがたに対しての方針を定め、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位とする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定するものです。